

耐震診断実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人宮城県建築住宅センター（以下「センター」という。）が公共建築物を所有、管理又は占有するところの地方公共団体若しくは公共的団体の依頼により行う当該建築物に対する耐震診断及び耐震改修設計（以下「耐震診断等」という。）ならびに当該業務のうち評価のみを実施する場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象建築物)

第2条 評価の対象となる建築物は、鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物とする。

(診断等の基準)

第3条 耐震診断等の基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針（平成18年国土交通省告示第184号）
- (3) その他

(耐震診断等評価委員会)

第4条 耐震診断等の結果を公正に審査するため、センター内に耐震診断評価委員会を設置するものとする。

2 評価委員会の設置については、別に定める。

(アドバイザー)

第5条 耐震診断等の業務を円滑に行うため、耐震診断等の技術に関し優れた経験と知識を有する者のうちから、理事長がアドバイザーを選任し委嘱することができる。

(業務規律)

第6条 業務の実施に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 公正な判断基準の保持に努める。
- (2) 業務上知り得た秘密を他に漏洩しない。

(評価のみの業務)

第7条 センターは評価のみの申し込みに際しては、次に掲げる書類等を提出させる。

- (1) 耐震診断等評価申込書(第一号様式)
- (2) 耐震診断等評価を行うに必要とされる図書等一式

(評価の引受及び契約)

第8条 センターは前条に規程する書類等の提出により評価の申し込みがあったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

- (1) 提出書類等に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (2) 申し込みに係る内容に明らかに瑕疵がないこと。

2 第1項により申し込みを受けた場合には、センターは申込者と耐震診断等評価に関する契約(第二号様式)を締結する。

(契約に盛り込むべき事項)

第9条 前条第2項の契約にはセンターが評価に当たり、その方法について説明を行い、また説明及び追加の資料の提出を求めることができ、申込者はそれに応ずる旨の事項及び評価手数料の支払方法等について盛り込むこととする。

(評価の実施)

第10条 センターは評価の業務が生じたときはその内容につき速やかに評価委員会に審査を実施させる(第三号様式)。

2 評価委員会は、第7条(2)の図書をもって、前項の審査を行うこととし、必要に応じ、関係者に説明を求めることがある。

3 評価委員会は審査を完了したときは、その旨をセンターに報告する(第四号様式)。

(耐震診断等評価報告書)

第11条 センターは評価を完了したときは、耐震診断等評価に関する報告書(第五号様式)を作成して委託先に報告する。

(その他)

第12条 耐震改修設計に関する業務は、センターにおいて耐震診断を実施した建物のみを対象とする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。(一般財団法人に移行)

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。